

関川水系土地改良区他目的使用並びに手数料徴収規程

第 1 章 総則

第1条 定款第4条第4項の規定により、本土地改良区が行う事業の目的を妨げない範囲内で、土地改良区が管理する土地改良施設(以下「施設」という。)を他の目的に使用させる場合については、法令その他別段の定めがあるものを除くほか、この規程の定めるところによる。

第2条 この規程において、施設とは、本土地改良区が維持管理する用排水路・堤塘・井堰・橋梁等をいう。

第 2 章 施設の使用

第3条 前条の施設を使用しようとするときは、下記事項を記載した申請書を理事長に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 使用の目的
- (2) 使用場所及び面積並びに図面
- (3) 使用期間
- (4) 使用方法に関する計画書及び図面
- (5) その他必要な事項

第4条 施設の使用を承認したときは、当該施設を使用する者(以下「使用者」という。)から施設の使用目的等に合わせ別表第1号表により使用料を徴収する。ただし、次の各号に該当するときは、使用料を減免することができる。

- (1) 国、都道府県又は本土地改良区区域の所属する地方公共団体において、直接その事業のために使用するとき
- (2) 理事会又は総代会において減免を議決したとき

第5条 浄化槽等設置により、処理水を放流するため施設を使用するときは、使用者は承認条件を厳守するとともに、別表第2号表により使用料を納付しなければならない。

第6条 施設の使用者は、すべて承認条件を厳守し、土地改良区に対し不利益な行為をしてはならない。不利益な行為及び事業に支障となる場合は、保証人と連帯して、その一切の責任を負うものとする。

第7条 施設の使用期間は、5年を超えることができない。ただし、使用期間満了後、なお継続して使用するときには、期間満了1か月前に継続使用申請書を第3条の規定により提出し、承認を受けなければならない。

第8条 使用者が次の各号の一に該当するときは、理事長は、使用者に対し使用の承認を取り消すことがある。この場合において、使用者が損害を受けることがあっても本土地改良区は、一切その責任を負わない。

- (1) 使用の目的に違背したとき
- (2) 本規程に違背したとき
- (3) 本土地改良区において、直接これを使用する必要が生じたとき
- (4) 本土地改良区の承認を得ないで、使用权を第三者に譲渡し、又は土地改良区に対し不利益な行為があったとき
- (5) 使用条件を守らないとき
- (6) 治水利水上、公害を及ぼし若しくは危険のおそれがあると認めたととき

第9条 本土地改良区が使用者に対し使用の承認を取り消したときは、速やかに原形に復旧して返還するものとする。

第10条 使用者は次の各号に該当する事項が生じたときは、直ちに理事長に届け出、その指示を受けなければならない。

- (1) 使用者の住所氏名等に変更があったとき
- (2) 使用者が死亡したとき
- (3) 使用法人が解散したとき
- (4) 使用者が使用を中止したとき

2 前項第2号及び第3号の届出義務者は、相続人又は清算人とする。

第11条 この規程に定めない事項及び使用料は、その都度理事長が調査決定する。

第 3 章 使用料

第12条 第4条により承認したときは、別表第1に定め、第5条により承認したときは、別表第2に定める金額を、使用料としてこれを徴収する。

第13条 第5条の使用料は、次の区分により、毎年12月末日までにこれを前納する。

- (1) 使用期間1年以上のものは、その年の4月より翌年3月に至る1か年分、年度途中において承認を受けたものは、その承認のあった日から月割をもって起算する。
- (2) 使用期間1か年未満のものは、月割をもって起算する。ただし、1か月に満たない日数はこれを1か月とする。

第 4 章 手数料

第14条 本土地改良区が徴収する手数料は、別段の定めがある場合を除き、この規程による。

第15条 手数料は、次のとおりとする。

- (1) 本土地改良区の発行する諸種の証明書並びに同意書及び承諾書・意見書交付手数料は、1件につき2,420円とする。
- (2) 浄化槽設置に伴う承諾書交付手数料は、1件につき2,420円とする。
- (3) 道水路使用の承諾書並びに同意書交付手数料は、1件につき2,420円とする。
- (4) 用途廃止及び用途変更の意見書交付手数料は、1件につき2,420円とする。
- (5) 農地法第4条及び第5条の規定に基づく意見書交付手数料は、許可申請書1通を1件とし、1件につき2,420円とする。
- (6) 都市計画法第29条並びに第29条の開発行為の認可申請に関する同意書交付手数料は、別表第3のとおりとする。
- (7) 賦課金関係の証明書交付手数料は、1件につき660円とする。
- (8) 他目的使用の同意書交付手数料は、1件につき2,420円とする。
- (9) 換地証明書交付手数料は、1件につき660円とする。

(10) 境界確定のための現場立会手数料は、1件につき6,050円とする。

(11) 境界確認書交付手数料は、1件につき2,420円とする。

(12) 換地簿書又は確定図・原形図・測量図・更正図・確定測量図根点等の閲覧申請手数料は、1件につき660円とする。また、複写手数料は、A3版1枚につき50円とする。その他のものは実費とする。

第16条 前条の規定にかかわらず次の各号に該当するものについては、手数料を減免することができる。

(1) 国、県又は本土地改良区域の所属する地方公共団体より、公共のため必要とするもの

(2) 土地改良区備付けの簿書を組合員が自己に関するものを閲覧及び複写するとき

(3) その他証明権者において徴収しないことを適当と認めたもの

第17条 既納の使用料及び手数料は、返還しない。ただし、本土地改良区の必要により使用施設を返還した場合は、既納使用料は月割をもって返還するものとする。

附 則

この規程は、平成18年11月6日より施行する。

附 則

この規程の一部改正は、平成20年4月1日から施行する。(平成20年3月6日理事会議決)

附 則

この規程の一部改正は、平成29年8月1日から施行する。(平成29年8月1日理事会議決)

附 則

この規程の一部改正は、令和元年10月1日から施行する。(令和元年8月1日理事会議決)

附 則

この規程の一部改正は、令和7年4月1日から施行する。(令和7年3月14日理事会議決)

附 則

この規程の一部改正は、令和8年4月1日から施行する。(令和8年3月11日理事会議決)

別表第1

区分	使用の種類	単位	使用料の額	
土地	建物敷地又はこれに類するもの	m ²	財産台帳評価額(1m ² 当たり)の5/100に相当する額	
	電柱又は街灯柱	本柱	本	電気通信事業法施行令(昭和60年政令第75号)に定める額
		H柱	〃	
		支線又は支柱	〃	
		鉄塔	m ²	
	地下埋設物	外径が0.4m未満のもの	m	110円
		外径が0.4m以上1m未満のもの	〃	260円
		外径が1m以上のもの	〃	530円
	広告塔	m ²	1,510円	
	その他のもの	m ²	530円	
建物	各種のもの	m ²	財産台帳評価額(1m ² 当たり)の10/100に相当する額に、土地使用料相当額(借地については、土地改良区が負担している地代相当額)を加算した額	
この表に定めのないものについては、理事長の定める額				

備考

- 1 使用期間が1年に満たないもの及び1年未満の端数を生じたときは、その年の使用料は、月割計算とし、1月に満たないものは、1月とする。
- 2 使用許可1件の使用料が100円に満たないものは、100円とする。

別表第2

区分	種別	徴収区分	算定基準	備考
個人住宅	し尿処理排水	一時金	組合員 40,000円 非組合員 50,000円	
共同住宅	し尿処理排水	15年間 毎年	15人槽以下15,000円 20人槽以下20,000円	
事業所	し尿処理排水	15年間 毎年	25人槽以下25,000円 30人槽以下30,000円 35人槽以下35,000円 40人槽以下40,000円 45人槽以下45,000円 50人槽以下50,000円 55人槽以下55,000円 60人槽以下60,000円 65人槽以下65,000円 70人槽以下70,000円 75人槽以下75,000円 80人槽以下80,000円 85人槽以下85,000円 90人槽以下90,000円 95人槽以下95,000円 100人槽以下100,000円 以下5人増毎5,000円加算	
	事業排水	15年間 毎年	1m ³ 当たり20円	
公共施設		15年間 毎年	上記基準を準用する。	

別表第3

施行地区の面積	手数料の額
5,000m ² 未満	6,050円
1ha未満	12,100円
3ha未満	36,300円
5ha未満	60,500円
7ha未満	84,700円
10ha未満	121,000円
10ha以上	10ha以上については、増加分を上記金額に加算するものとする。